

施策目標個票

(国土交通省2-39)

施策目標	離島等の振興を図る	
施策目標の概要及び達成すべき目標	我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島等について、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図るとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫ある自立的発展を図ることで、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図る。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>③相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>業績指標136①については、目標年度における目標を達成した。 業績指標136②は、令和2年度末の人口が目標年度における目標値を上回っている。 一方、業績指標136③は直近の人口が初期値より減少していることから、目標達成には相当な期間を要すると考えられる。 以上を踏まえ、「③相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	業績指標136①は、これまでの取組の効果により、目標年度における目標を達成した。業績指標136②は、産業の振興、社会資本の整備等、積極的な諸政策を講じており、併せて、世界自然遺産登録後の取組強化によって、目標を達成する見込みである。業績指標136③は、現段階では初期値よりも人口が減少していることから、小笠原諸島の自立的発展に向けた取組を支援し、定住の促進を図る政策を推進する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	<p>総人口の維持は、離島地域・奄美群島・小笠原諸島のいずれの地域でも重要な課題となっている。</p> <p>業績指標136①については、目標を達成したが、離島活性化交付金等の見直しにより、より効果的な施策を講じるとともに、ICT等の新技術や再生可能エネルギーの活用によって離島地域の課題を解決する「スマートアイランド」の取組を引き続き行い、定住の促進を図る。今後目標の見直しを検討する。</p> <p>業績指標136②については、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大、生活環境の改善等の施策を展開することにより、引き続き、奄美群島の自立的発展に向けた取組を支援し、定住の促進を図る。</p> <p>業績指標136③については、交通アクセスや生活環境の改善、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大等の施策の展開により、引き続き、小笠原諸島の自立的発展に向けた取組を支援し、定住の促進を図る。</p>

業績指標	136 離島等の総人口 ①離島地域の総人口*	初期値	実績値					評価	目標値
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
		390,000人	382,000人	375,000人	367,000人	360,000人	352,000人	A	345,000人以上
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
業績指標	136 離島等の総人口 ②奄美群島の総人口*	初期値	実績値					評価	目標値
		H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R5年度
		109,000人以上	110,890人	109,515人	108,713人	107,040人	105,649人	A	103,000人以上
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
業績指標	136 離島等の総人口 ③小笠原村の総人口*	初期値	実績値					評価	目標値
		H30年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R5年度
		2,589人	2,528人	2,585人	2,589人	2,541人	2,528人	B	2,600人以上
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

施策の予算額・執行額等 【参考】	区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度要求額
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	64,125	69,369	68,609	58,615	
		補正予算(b)	7,470	10,209	16,841	-	
		前年度繰越等(c)	25,474	28,161	33,757	-	
		合計(a+b+c)	97,069 <0>	107,739 <0>	119,206 <0>	58,615 <0>	
	執行額(百万円)		67,783	71,955			
	翌年度繰越額(百万円)		28,161	33,757			
	不用額(百万円)		1,125	2,028			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(令和3年6月25日開催)
-----------------	-------------------------

担当部局名	国土政策局	作成責任者名	離島振興課 (課長 岡 朋史) 特別地域振興官付 (特別地域振興官 笹野 健)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	-------	--------	--	----------	--------

業績指標 136

離島等の総人口（①離島地域の総人口*、②奄美群島の総人口*、③小笠原村の総人口*）

評価	
① A ② A ③ B	<p>① 目標値：345,000人以上（令和2年度） 実績値：352,000人（令和2年度） 初期値：390,000人（平成27年度）</p> <p>② 目標値：103,000人以上（令和5年度） 実績値：105,649（令和2年度） 初期値：109,000人（平成30年度）</p> <p>③ 目標値：2,600人以上（令和5年度） 実績値：2,528人（令和2年度） 初期値：2,589人（平成30年度）</p>

（指標の定義）

- ① 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口とする。
- ② 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する区域の市町村の住民基本台帳登録人口の総計とする。
- ③ 小笠原村の住民基本台帳登録人口とする（外国人除く）。

（目標設定の考え方・根拠）**【① 離島地域の総人口】**

離島地域は、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等厳しい自然的社会的条件下にある地域であることから、その地域の振興により、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、人口の著しい減少並びに離島における定住の促進を図ることが重要である。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として、人口を用いることとした。

初期値は平成27年度末の離島地域（260島）の総人口、目標値は令和2年度末に想定される人口減少を上回ることとした。

目標値の設定の具体的な考え方は、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口の平均増減率（平成25年度末～27年度末）をもとに離島の令和2年度末人口を推計した。さらに、日本全体の人口減少が継続する影響を考慮し、前述の方法により求めた令和2年度人口推計値に全国人口増減比率（平成27年～令和2年末にかけての推計人口の年間増減率/平成25年～平成27年末にかけての人口の年間増減率）を掛け、令和2年度末人口を求め、目標値をそれ以上の値とした。

【② 奄美群島の総人口】

地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島においては、振興開発により住民の生活の安定及び福祉の向上を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。

目標値の設定時期は、奄美群島振興開発施策の根拠となる奄美群島振興開発特別措置法が令和5年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を令和5年度末とした。初期値については、平成30年度末の実績値とした。

目標値の考え方は、奄美群島における総人口の減少傾向の悪化を抑制することを目標とすることから、群島内の総人口の過去（平成25～29年度）の平均減少率を算出した上で、それをもとに令和5年度末人口を推計した。さらに、過去（平成25～29年度）の社会減少率を算出した上で、政策効果により奄美群島の社会減少率を鹿児島県全体の社会減少率と同程度に抑制した場合の効果を加えた人口を目標値とした。

【③ 小笠原村の総人口】

地理的、自然的、社会的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島においては、振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展に結びつけることが必要である。

平成31年3月30日に小笠原諸島振興開発特別措置法が改正され、引き続き定住環境の整備を図るとともに、自然環境との調和・共生を図りながら、持続可能な地域の形成に配慮しつつ、産業の育成・活性化による雇用の安定的確保や、生活の安定、住民の利便性向上を図ることとした。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。

目標値の設定時期は、小笠原諸島振興開発施策の根拠となる小笠原諸島振興開発特別措置法が令和5年度末で期限切れとなることから、目標設定時期を令和5年度末とした。初期値については、平成30年度末の実績値を標記している。

目標値の設定の考え方は、平成30年度末時点の総人口2,589人を基に、総人口の維持を最低限の課題としつつ、帰島及び定住を促進することにより超長期の将来人口として我が国復帰当初から目標としてきた3,000人に近づくことを目指して、令和5年度末時点では2,600人以上とすることを目標とした。

（外部要因）

国内の経済状況、景気動向、災害

(他の関係主体)

- ① 他府省庁、地方公共団体
- ② 他府省庁、鹿児島県、地元市町村
- ③ 他府省庁、東京都、小笠原村

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

経済財政運営と改革の基本方針 2020 について(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) 第 3 章「新たな日常」の実現 2. 「新たな日常」が実現される地方創生 (1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ (2) 二地域居住、兼業・副業、地方大学活性化等による地方への新たな人の流れの創出

二地域居住、「関係人口」の創出・拡大に取り組み、特定地域づくり事業、子供の農山漁村体験を推進し、過疎法の期限切れを見据えた新たな過疎対策等の条件不利地域対策に取り組む。

【閣決(重点)】

なし

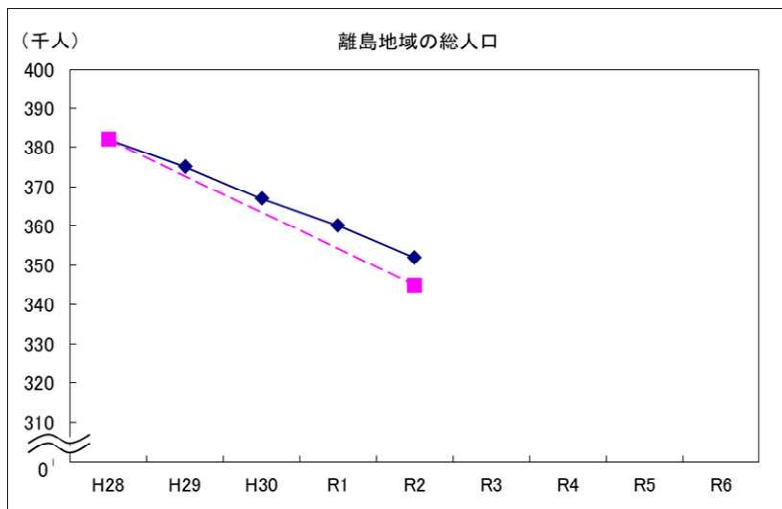
【その他】

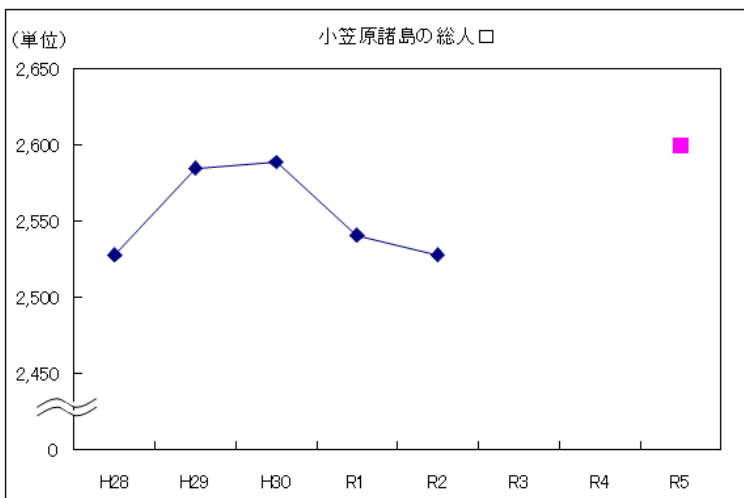
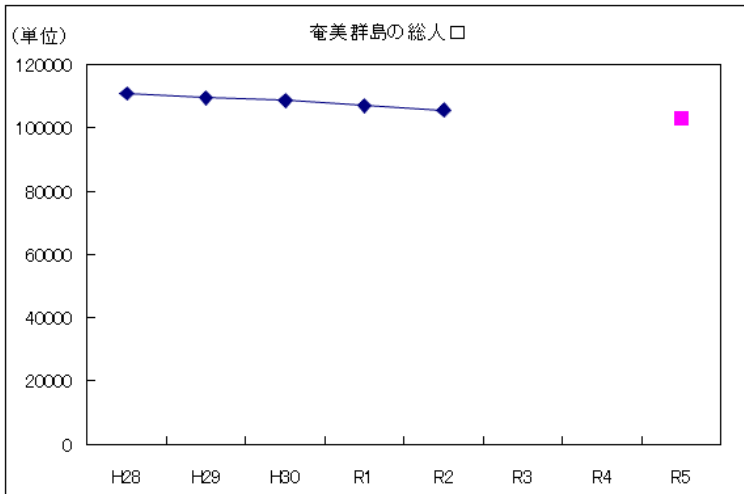
なし

過去の実績値①					(年度)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
382,000 人	375,000 人	367,000 人	360,000 人	352,000 人	

過去の実績値②					(年度)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
110,890 人	109,515 人	108,713 人	107,040 人	105,649 人	

過去の実績値③					(年度)
H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	
2,528 人	2,585 人	2,589 人	2,541 人	2,528 人	





主な事務事業等の概要

【① 離島地域の総人口】

○離島活性化交付金

離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安心・安全な定住条件の整備強化等の取組を支援している。

予算額：1, 829百万円（令和元年度国費）（補正含む）

予算額：1, 710百万円（令和2年度国費）（補正含む）

○スマートアイランド推進実証調査

ICTやドローンなどの新技術の実装を通じて離島地域の課題を解決する「スマートアイランド」の取組を推進するため、その現地実装に向けた実証や得られた知見の普及や取組の全国展開を行っている。※令和2年度から調査開始

予算額：191百万円（令和2年度国費）（補正含む）

○離島振興事業（公共事業）

離島振興計画の着実な推進を図るため、地域の要望も踏まえつつ、離島における社会基盤の整備を実施している。

予算額：53, 351百万円（令和元年度国費）（補正含む）

予算額：57, 754百万円（令和2年度国費）（補正含む）

○離島振興対策実施地域に係る特例措置（所得税・法人税）

離島の活性化を図るため、離島振興対策実施地域において機械・装置及び建物等を取得して製造業・旅館業・農林水産物等販売業及び情報サービス業等の用に供した場合、5年間の割増償却を措置する。

【② 奄美群島の総人口】

○奄美群島振興交付金（非公共事業）

奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図ることを目的として、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を支援。

予算額：3, 259百万円（令和2年度国費）（補正含む）

予算額：3, 044百万円（令和元年度国費）（補正含む）

○奄美群島振興開発事業（公共事業）

奄美群島の自立的発展を図るため、地域の要望を十分に踏まえつつ、奄美群島振興開発計画に基づく事業（交通基盤、産業基盤、生活基盤、国土保全・防災対策等の基盤整備）を着実に実施。

予算額：23, 384百万円（令和2年度国費）（補正含む）

予算額：22, 119百万円（令和元年度国費）（補正含む）

○奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度（所得税・法人税）

奄美群島において、個人又は法人が機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等をして、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報通信サービス業等の用に供した場合、国税（所得税・法人税）について5年間の割増償却ができる制度を措置。

【③ 小笠原村の総人口】

○小笠原諸島振興開発事業（ハード事業）

住民生活の安定、福祉の向上及び産業振興を図るための産業基盤及び生活基盤施設等の整備

予算額：930百万円（令和元年度国費）

予算額：914百万円（令和2年度国費）

○小笠原諸島振興開発事業（ソフト事業）

住民生活の安定、福祉の向上及び産業振興を図るための病害虫等防除の実施、診療所運営及び振興開発事業の実施のために必要な調査

予算額：137百万円（令和元年度国費）

予算額：136百万円（令和2年度国費）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

【① 離島地域の総人口】

（指標の動向）

・離島地域の人口は減少傾向にあるものの、令和2年度の実績値は352,000人であり、目標値として設定した345,000人以上7000人上回り本指標の目標を達成した。平成27年度の初期値から令和2年度の目標値まで人口が減少する場合の人口減少率よりも、やや緩やかな人口減少にとどまっているため、順調であったと評価できる。

【② 奄美群島の総人口】

・令和元年度末の人口は107,040人（対前年度比0.98）、令和2年度末の人口は105,649人（同0.99）と減少しているが、令和5年度末の目標103,000人を上回っている。

【③ 小笠原村の総人口】

・令和2年度末の人口は2,528人（対前年度比0.99）であり、前年度より13人減少している。令和5年度の目標値達成に向け、引き続き小笠原諸島地域に必要な施策を講じることが重要である。

【① 離島地域の総人口】

（事務事業等の実施状況）

・離島における雇用の拡大や交流人口の増加に繋がる取組を国が支援する「離島活性化交付金」が平成25年度に創設され、「定住促進」事業では、輸送費支援や流通効率化関連施設等の整備、移住希望者への情報提供等の取組、「交流促進」事業では、地域情報の発信や交流拡大のための仕掛けづくり、島外との交流推進等の取組、「安心安全向上」事業では防災機能の強化等、幅広い事業に活用されている。

・各地方公共団体が定めた離島振興計画に基づく事業に対し、その内容の独自性及び熟度に応じて、社会資本の整備等を支援している。

・離島地域の課題解決のため新技術等を活用した実証調査、「スマートアイランド推進実証調査」を令和2年度から開始。各離島において課題となっている、物流、交通、医療、エネルギー、教育分野などへのICT、再生可能エネルギー等の導入に向けた取組について実証調査を行い、得られた成果について全国報告会等を通じて横展開を図っている。

【② 奄美群島の総人口】

・平成26年度に創設された奄美群島振興交付金制度により、令和元年度及び令和2年度においても引き続き、農林水産物輸送費支援や航路・航空路運賃の低減、世界自然遺産登録に向けた観光キャンペーン、農業創出緊急支援など、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を支援し、奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図った。

【③ 小笠原村の総人口】

・小笠原諸島の特性を最大限に生かした産業振興（農業・漁業・観光業）、自然環境の保全、その他生活環境施策等を含めた地域の主体的な取組を支援した。具体的には、港湾施設の老朽化に対応するための岸壁改良、世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全、産業振興や生活環境の改善のための施設の整備に係る取組等を支援した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

【① 離島地域の総人口】

・離島地域の人口は減少傾向にあるものの、令和元年度の実績値は平成27年度の初期値から令和2年度の目標値まで人口が減少する場合の人口減少率よりも、やや緩やかな人口減少にとどまっている。以上を踏まえ、現段階ではAと評価した。

・離島地域は、四方を海等に囲まれており、厳しい自然的社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、産業基盤・生活環境等に関する地域格差が課題となっている。

・離島地域においては各都道府県の作成した離島振興計画に基づき諸政策が講じられ、着実に成果をあげてきた

が、人口減少や高齢化の進展、基幹産業である一次産業の停滞等、離島地域をめぐる現状は依然として厳しい状況にあることから、今後も一層の振興施策を推進していくとともに、こうした課題に対応した次期目標の検討を進める。

【② 奄美群島の総人口】

- ・令和2年度末の人口が目標年度における目標値を上回ったため、Aと評価した。
- ・奄美群島は、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情を抱えており、奄美群島振興開発特別措置法の下で、産業の振興、社会資本の整備等に積極的に諸施策が講じられてきた。しかしながら、これらの特殊事情による不利性のため、いまだ産業が十分に確立されたとは言えず、本土との間には経済面・生活面での諸格差が残されている。また、雇用の場が十分になく、若年層の多くが島を離れているのが現状であることから、奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を令和6年3月31日まで延長したところである。
- ・このため、今後の奄美群島の振興開発に当たっては、奄美群島が一体となった情報発信に努め、世界自然遺産登録後の取組を強化するなど、その知名度を向上させるとともに、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大、生活環境の改善等の施策を展開することにより、引き続き、奄美群島の自立的発展に向けた取組を支援し、定住の促進を図る。

【③ 小笠原村の総人口】

- ・令和2年度末の人口は2,528人（対前年度比0.99）であり、現段階では初期値よりも減少しているため、Bと評価した。
- ・小笠原諸島は、その地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を克服するため、日本復帰後、産業振興や社会資本整備等に対する諸施策が積極的に講じられてきた。しかしながら、依然として、本土との間には、交通アクセスや医療・福祉等の生活環境面での格差があること、雇用の場が十分でないことから高校卒業生の多くが島を離れていること等、同諸島で定住を促進する上での課題が残っていることから、小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を令和6年3月31日まで5年間延長したところである。
- ・このため、今後の小笠原諸島の振興開発に当たっては、情報発信に努め、その知名度を向上させるとともに、交通アクセスや生活環境の改善、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大等の施策の展開により、引き続き、小笠原諸島の自立的発展に向けた取組を支援し、定住の促進を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局離島振興課（課長 岡 朋史）

担当課：国土政策局特別地域振興官付（特別地域振興官 笹野 健）